

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年1月13日
【計算期間】	第4期中（自 2022年4月16日 至 2022年10月15日）
【ファンド名】	グローバル株式ファンド
【発行者名】	スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田坂 勇介
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	小林 克也
【連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
【電話番号】	045-225-2080
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は、2022年10月31日現在の状況について記載してあります。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	7,833,711,671	98.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	135,547,119	1.70
合計(純資産総額)		7,969,258,790	100.00

(注1) 国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2020年 4月15日）	564,572,685	564,572,685	8,709	8,709
第2期計算期間末（2021年 4月15日）	5,268,463,885	5,268,463,885	13,060	13,060
第3期計算期間末（2022年 4月15日）	7,193,172,501	7,193,172,501	14,429	14,429
2021年10月末日	6,730,151,572	—	14,193	—
11月末日	6,508,434,974	—	13,848	—
12月末日	6,816,652,565	—	14,314	—
2022年 1月末日	6,499,781,595	—	13,491	—
2月末日	6,434,857,119	—	13,245	—
3月末日	7,238,732,511	—	14,496	—
4月末日	7,022,549,057	—	13,781	—
5月末日	7,300,978,037	—	13,747	—
6月末日	7,538,681,911	—	13,929	—
7月末日	7,734,487,596	—	14,086	—
8月末日	7,885,548,735	—	14,308	—
9月末日	7,592,199,351	—	13,504	—
10月末日	7,969,258,790	—	13,858	—

【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2019年 7月31日～2020年 4月15日	0
第2期計算期間	2020年 4月16日～2021年 4月15日	0
第3期計算期間	2021年 4月16日～2022年 4月15日	0

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2019年 7月31日～2020年 4月15日	12.9
第2期計算期間	2020年 4月16日～2021年 4月15日	50.0
第3期計算期間	2021年 4月16日～2022年 4月15日	10.5
第4期中間計算期間	2022年 4月16日～2022年10月15日	7.0

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

2【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2019年 7月31日～2020年 4月15日	794,070,316	145,824,971	648,245,345
第2期計算期間	2020年 4月16日～2021年 4月15日	5,125,121,986	1,739,278,461	4,034,088,870
第3期計算期間	2021年 4月16日～2022年 4月15日	3,147,088,484	2,195,887,628	4,985,289,726
第4期中間計算期間	2022年 4月16日～2022年10月15日	1,124,808,301	426,618,843	5,683,479,184

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

3【ファンドの経理状況】

【グローバル株式ファンド】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条の3及び第57条の2の規定に基づき、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）により作成しております。
- (2)中間財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（自2022年4月16日 至2022年10月15日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2022年 4月15日現在)	第4期中間計算期間 (2022年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	1,321,925
コール・ローン	160,843,276	168,740,960
投資信託受益証券	7,066,350,306	7,492,042,579
流動資産合計	7,227,193,582	7,662,105,464
資産合計	7,227,193,582	7,662,105,464
負債の部		
流動負債		
未払解約金	17,978,624	17,957,250
未払受託者報酬	921,955	1,039,820
未払委託者報酬	14,935,727	16,844,950
未払利息	440	924
その他未払費用	184,335	207,905
流動負債合計	34,021,081	36,050,849
負債合計	34,021,081	36,050,849
純資産の部		
元本等		
元本	4,985,289,726	5,683,479,184
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,207,882,775	1,942,575,431
（分配準備積立金）	884,024,273	817,624,893
元本等合計	7,193,172,501	7,626,054,615
純資産合計	7,193,172,501	7,626,054,615
負債純資産合計	7,227,193,582	7,662,105,464

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2021年 4月16日 至 2021年10月15日	第4期中間計算期間 自 2022年 4月16日 至 2022年10月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	320,578,263	514,307,727
営業収益合計	320,578,263	514,307,727
営業費用		
支払利息	105,321	75,512
受託者報酬	809,936	1,039,820
委託者報酬	13,120,842	16,844,950
その他費用	161,923	207,905
営業費用合計	14,198,022	18,168,187
営業利益又は営業損失（ ）	306,380,241	532,475,914
経常利益又は経常損失（ ）	306,380,241	532,475,914
中間純利益又は中間純損失（ ）	306,380,241	532,475,914
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	59,890,416	8,905,348
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,234,375,015	2,207,882,775
剰余金増加額又は欠損金減少額	797,111,939	444,115,807
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	797,111,939	444,115,807
剰余金減少額又は欠損金増加額	490,765,457	185,852,585
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	490,765,457	185,852,585
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,787,211,322	1,942,575,431

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

	第3期 (2022年 4月15日現在)	第4期中間計算期間 (2022年10月15日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	4,985,289,726口	5,683,479,184口
2. 計算期間の末日における1口当たりの純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4429円 (14,429円)	1.3418円 (13,418円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第4期中間計算期間 (2022年10月15日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第3期 自 2021年 4月16日 至 2022年 4月15日	第4期中間計算期間 自 2022年 4月16日 至 2022年10月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,034,088,870円	4,985,289,726円
期中追加設定元本額	3,147,088,484円	1,124,808,301円
期中一部解約元本額	2,195,887,628円	426,618,843円

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2022年10月31日現在の資本金の額	3億円
発行可能株式総数	100,000株
発行済株式総数	60,000株

（２）【事業の内容及び営業の状況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

2022年10月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	14	111,578
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	14	111,578

（３）【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2023年1月13日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

5【委託会社等の経理状況】

- (1)委託会社であるスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。
- (2)財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3)委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度（自 2021年4月1日至 2022年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度に係る中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		前事業年度 （2021年 3月31日現在）		当事業年度 （2022年 3月31日現在）	
科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）	内訳（千円）	金額（千円）
（資産の部）					
流動資産					
預金	2		358,791		508,318
前払費用			28		28
未収委託者報酬			336,034		306,958
流動資産計			694,855		815,306
固定資産					
有形固定資産			6,098		3,810
建物	1	607		—	
器具備品	1	5,491		3,810	
無形固定資産			3,535		3,266
ソフトウェア		3,535		3,266	
固定資産計			9,634		7,077
資産合計			704,489		822,383
（負債の部）					
流動負債					
預り金			581		384
未払金			211,540		194,504
未払手数料	2	179,493		165,525	
未払委託調査費		27,152		23,281	
その他未払金		4,894		5,698	
未払費用			519		306
未払法人税等			2,425		11,361
未払消費税等			10,718		5,120
流動負債計			225,785		211,676
負債合計			225,785		211,676
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			300,000		300,000
資本剰余金			300,000		300,000
資本準備金		300,000		300,000	
利益剰余金			121,295		10,706
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		121,295		10,706	
株主資本計			478,704		610,706
純資産合計			478,704		610,706
負債・純資産合計			704,489		822,383

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）		当事業年度 （自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日）	
科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）	内訳（千円）	金額（千円）
営業収益					
委託者報酬		1,023,023		993,790	
営業収益計			1,023,023		993,790
営業費用					
支払手数料	1		543,612		544,649
広告宣伝費			1,792		1,767
調査費			119,928		103,554
調査費		3,954		4,014	
委託調査費	1	115,974		99,540	
委託計算費			47,931		46,383
営業雑経費			33,408		35,152
通信費		319		401	
印刷費		31,738		33,456	
諸会費		1,350		1,293	
営業費用計			746,674		731,506
一般管理費					
給料			78,405		83,364
役員報酬		27,168		27,168	
給料・手当		51,237		56,196	
法定福利費			3,818		3,248
福利厚生費			87		258
交際費			81		41
会議費			1		3
旅費交通費			3,320		3,667
租税公課			6,600		7,212
不動産賃借料			10,285		10,985
修繕維持費			—		2,186
固定資産減価償却費			1,684		3,808
消耗品費			811		736
支払報酬料			5,071		5,305
支払手数料			153		198
寄付金			—		5
諸経費			1,116		1,056
一般管理費計			111,437		122,078
営業利益			164,911		140,206
営業外費用					
雑損失		0		—	
営業外費用計			0		—
経常利益			164,911		140,206
特別損失					
固定資産除却損	2	—		557	
特別損失計			—		557
税引前当期純利益			164,911		139,648
法人税、住民税及び事業税			304		7,645
当期純利益			164,606		132,002

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2020年4月1日至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	285,902	285,902	314,097	314,097
当期変動額							
当期純利益				164,606	164,606	164,606	164,606
当期変動額合計	—	—	—	164,606	164,606	164,606	164,606
当期末残高	300,000	300,000	300,000	121,295	121,295	478,704	478,704

当事業年度（自2021年4月1日至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	121,295	121,295	478,704	478,704
当期変動額							
当期純利益				132,002	132,002	132,002	132,002
当期変動額合計	—	—	—	132,002	132,002	132,002	132,002
当期末残高	300,000	300,000	300,000	10,706	10,706	610,706	610,706

注記事項

（重要な会計方針）

1．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	18年
器具備品	4～10年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（貸借対照表関係）

１．有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年 3月31日現在)	当事業年度 (2022年 3月31日現在)
建物	282千円	332千円
器具備品	8,019千円	10,765千円
計	8,302千円	11,097千円

２．関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2021年 3月31日現在)	当事業年度 (2022年 3月31日現在)
預金	222,909千円	11,587千円
未払手数料	77,057千円	72,222千円

(注) 預金、未払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

（損益計算書関係）

１．関係会社に係る注記

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)
支払手数料	221,145千円	218,156千円
委託調査費	61,122千円	50,663千円

(注1) 支払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

(注2) 委託調査費は、その他の関係会社である三井住友信託銀行株式会社との取引により発生した金額を記載しております。

２．固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)
建物	—	557千円
計	—	557千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の 種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000株	—	—	60,000株

当事業年度（自 2021年4月 1 日 至 2022年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の 種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000株	—	—	60,000株

（リ - ス取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金については、主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	358,791	-
未収委託者報酬	336,034	-
合計	694,826	-

当事業年度（2022年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	508,318	-
未収委託者報酬	306,958	-
合計	815,306	-

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年 3月31日現在)	当事業年度 (2022年 3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	637	1,126
繰延資産償却超過額	68	17
税務上の繰越欠損金（注2）	34,344	—
その他	86	91
繰延税金資産小計	35,137	1,234
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	34,344	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	792	1,234
評価性引当額小計（注1）	35,137	1,234
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産(負債)の純額	—	—

(注) 1. 評価性引当額が33,902千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2021年 3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	34,344	34,344
評価性引当額	-	-	-	-	-	34,344	34,344
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2022年 3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	-	-
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年 3月31日現在)	当事業年度 (2022年 3月31日現在)
実効税率	30.04%	30.31%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.01%	0.01%
住民税均等割	0.18%	0.22%
評価性引当額の増減	30.05%	24.28%
その他	-	0.79%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.18%	5.47%

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

１．セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の2.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 横浜銀行	神奈川県 横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	221,145	未払手数料	77,057
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行 株式会社	東京都 千代田区	3,420	信託業 及び 銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の支払	61,122	未払委託調査費	5,253
主要株主	株式会社 群馬銀行	群馬県 前橋市	486	銀行業	直接15%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	96,784	未払手数料	38,652
主要株主 の子会社	株式会社 きらぼし 銀行	東京都 港区	437	銀行業	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	136,006	未払手数料	26,597

1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

2．親会社に関する注記

前事業年度（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．関連当事者との取引

（１）その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 横浜銀行	神奈川県 横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	218,156	未払手数料	72,222
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行 株式会社	東京都 千代田区	3,420	信託業 及び 銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の支払	50,663	未払委託調査費	4,377
主要株主	株式会社 群馬銀行	群馬県 前橋市	486	銀行業	直接15%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	91,395	未払手数料	31,934
主要株主 の子会社	株式会社 きらぼし 銀行	東京都 港区	437	銀行業	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	91,805	未払手数料	21,466

1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

2．親会社に関する注記

当事業年度（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）		当事業年度 （自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日）	
1株当たり純資産額	7,978.40円	1株当たり純資産額	10,178.45円
1株当たり当期純利益金額	2,743.45円	1株当たり当期純利益金額	2,200.04円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。		（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
当期純利益（千円）	164,606	当期純利益（千円）	132,002
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	164,606	普通株式に係る当期純利益（千円）	132,002
普通株式の期中平均株式数（株）	60,000	普通株式の期中平均株式数（株）	60,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

期別		第9期中間会計期間末 (2022年 9月30日現在)	
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
預金			530,178
前払費用			357
未収委託者報酬			295,373
流動資産計			825,909
固定資産			
有形固定資産			3,019
器具備品	1	3,019	
無形固定資産			2,725
ソフトウェア		2,725	
固定資産計			5,744
資産合計			831,654
(負債の部)			
流動負債			
預り金			425
未払金			187,597
未払手数料		158,700	
未払委託調査費		21,525	
その他未払金		7,371	
未払費用			288
未払法人税等			10,153
未払消費税等			5,390
流動負債計			203,855
負債合計			203,855
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			300,000
資本剰余金			300,000
資本準備金		300,000	
利益剰余金			27,799
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		27,799	
純資産合計			627,799
負債・純資産合計			831,654

(2) 中間損益計算書

期別		第9期中間会計期間 (自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日)	
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬		461,770	
営業収益計			461,770
営業費用			
支払手数料		254,654	
広告宣伝費		987	
調査費		46,245	
調査費		2,007	
委託調査費		44,238	
委託計算費		22,081	
営業雑経費		15,020	
通信費		377	
印刷費		14,009	
諸会費		634	
営業費用計			338,988
一般管理費			
給料		81,349	
役員報酬		13,584	
給料・手当		67,765	
法定福利費		1,489	
福利厚生費		20	
保険料		16	
交際費		80	
会議費		0	
旅費交通費		2,249	
租税公課		3,900	
不動産賃借料		5,492	
固定資産減価償却費	1	1,332	
消耗品費		314	
支払報酬料		2,530	
支払手数料		60	
諸経費		288	
一般管理費計			99,125
営業利益			23,656
営業外収益			
雑収入		0	
営業外収益計			0
経常利益			23,656
税引前中間純利益			23,656
法人税、住民税及び事業税			6,563
中間純利益			17,092

(3) 中間株主資本等変動計算書

第9期中間会計期間（自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	300,000	300,000	300,000	10,706	10,706	610,706	610,706
当中間期変動額							
中間純利益				17,092	17,092	17,092	17,092
当中間期変動額合計	-	-	-	17,092	17,092	17,092	17,092
当中間期末残高	300,000	300,000	300,000	27,799	27,799	627,799	627,799

注記事項

(重要な会計方針)

1 . 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 4～10年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2 . 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額

	第9期中間会計期間末 (2022年 9月30日現在)
器具備品	11,556千円
計	11,556千円

（中間損益計算書関係）

1．減価償却実施額

	第9期中間会計期間 (自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日)
有形固定資産	791千円
無形固定資産	541千円
計	1,332千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第9期中間会計期間（自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	60,000株	-	-	60,000株

（リース取引関係）

第9期中間会計期間（自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第9期中間会計期間末（2022年 9月30日現在）

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第9期中間会計期間（自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第9期中間会計期間（自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第9期中間会計期間（自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日）

1．セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1)商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の2.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間において存在する顧客との契約から翌中間会計期間以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（１株当たり情報）

第9期中間会計期間 (自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日)	
1株当たり純資産額	10,463.32 円
1株当たり中間純利益金額	284.87 円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益（千円）	17,092
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	17,092
普通株式の期中平均株式数（株）	60,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 知 弘 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山

田

信

之

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月28日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル株式ファンドの2022年4月16日から2022年10月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル株式ファンドの2022年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年4月16日から2022年10月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。